

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	杉木 志帆
論文題目	人権条約の空間的・人的適用法理 ――国と人との間の権利義務関係の構築――		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、人権条約の適用法理、すなわち、人権条約当事国が同条約上の権利保障義務を負うのは誰に対してであるかを定める法理を分析することで、国と人との間の権利義務関係が、人権条約上、何を根拠に構築されると考えられるのかを明らかにし、それによって人権条約に基づく秩序形成の実態解明に資することを目的とする。</p> <p>序章では、問題の所在を示した上で、研究の射程と研究手法を提示する。第1部「基本的視座と分析視角」では、人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念の意味を明らかにするための予備的考察を行う。これを踏まえ、第2部「人権条約の空間的適用法理」および第3部「人権条約の人的適用法理」では、「管轄」概念が有する複数の定義と、其々に対応する「管轄の連関」構築要因を明らかにする。終章では、各部・各章の結論をまとめる。</p> <p>序章では、人権条約の適用法理を分析する意義を示したのち、研究の射程を二つの観点から画定する。第一に、本稿が条約の条約文が示すルール (<i>lex lata</i>) を国際法専門家らがいかなる内容のものとして認識しているのかを解明するものであること、第二に、本稿の主たる論点が、国への行為帰属や裁判管轄権免除といった他の法的論点とは、差し当たり区別できること、である。そして、一般的に人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念が存在するとの仮定の下、帰納的にこの概念の意味内容を明らかにするという手法をとることを説明する。</p> <p>第1部では、人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念を分析する基本的視座と分析視角とを示す。第1章「『敷居』概念としての『管轄』」では、この「管轄」概念を人権条約の適用範囲を定める「敷居」概念として理解することについて、第2章「『管轄』と国家管轄権」では、「管轄」概念と国家管轄権概念との間の関連性を抽象的レベルでは肯定しつつも、具体的レベルでは懐疑的な立場をとるということについて、それぞれ説明する。ついで、第3章「分析視角の提示とその意義」では、人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念が有する意味内容を適切かつ正確に把握するための分析視角を設定する。</p> <p>第2部では、人権条約の空間的適用法理について分析を行う。人権条約の空間的適用とは、特定の空間に所在ないし財産を有する不特定多数の者の権利保障に関する国の行為に人権条約が適用されることをいう。第1章「領域国の統治権能としての『管轄』」では、当事国とその領域内の不特定多数の者との間の「管轄の連関」が属地主義を理論的根拠として構築されることを示す。</p> <p>第2章「土地に対する支配としての『管轄』」では、当該国と支配対象の土地に所在ないし財産を有する不特定多数の者との間の「管轄の連関」が、土地に対する物理的支配を根拠として構築される場合と、土地の物理的支配に至らない軍事活動の実施</p>			

を根拠として構築される場合とがあることを示す。

第3章「法的空間としての『管轄』」では、欧州人権条約第1条に規定される「管轄」をこのように定義すべきかを検討し、これを否定する。

第3部では、人権条約の人的適用法理について分析を行う。人権条約の人的適用とは、原則として特定の空間に人が所在ないし財産を有することを条件とせずに、特定ないし不特定多数の者の権利保障に関する国の行為に、人権条約が適用されることをいう。第1章「人に対する権力及び支配としての『管轄』」では、原則として、人権条約当事国が規律対象の特定性の要件を満たすように特定の者に対して「管轄」を行使することで、当該国とその者との間に「管轄の連関」が構築されることを示す。

第2章「能力が及ぶ範囲としての『管轄』」では、国家の「能力」を根拠とする「管轄」概念について論じる。人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念は、領域国の統治権能、土地に対する支配、人に対する権力及び支配として理解される場合、人権条約当事国が負う権利保障義務の対象となる者を「メンバーシップ」の考え方に基づき選別する意味を持つといえる。他方で、能力が及ぶ範囲としての「管轄」概念は、自国の行為に直接起因して人に害が生じる場合、その因果関係に基づき加害国と被害者との間に「管轄の連関」が構築されることになり、「メンバーシップ」の考え方の否定に繋がる。また、能力が及ぶ範囲としての「管轄」概念は、第三者の行為が人に害を生じさせた場合で、第三者の当該行為が人権条約当事国の領域またはその実効的な権力もしくは支配の下でなされている場合、当該国の作為または不作為と人に生じた害との間には因果関係があるとみなされ、当該国と害が生じた者との間には「管轄の連関」が構築されることになる。この場合、「メンバーシップ」は当事国の権力構造に組み込まれていない被害者にまで拡大して与えられることになる。

以上の検討を踏まえ、終章では、各部・各章の結論をまとめ、本論文全体の結論を示す。そして、人権条約の空間的・人的適用法理には、管轄の配分原理に則る空間的・人的適用法理と、管轄の配分原理に則らないという意味で異質な空間的・人的適用法理とがあることを示す。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

人権条約の多くは、条約当事国がその「管轄」下において人権保障の義務を負う、と定める。北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国がその領域外にて行った空爆により死亡した市民の遺族と負傷した市民とが欧州人権裁判所にそれらNATO加盟国を訴えたバンコビッチ事件において、同裁判所が当該市民らは被告国の「管轄」下にはなかったとして申立ての受理可能性を否定する決定を2001年に下したことをきっかけとして、その「管轄」の意義を巡って様々な議論がなされてきた。本論文は、バンコビッチ事件決定を含む膨大な先例と、関連先行研究を丹念に踏まえた上で、新たな視点から先例分析を試み、人権条約の適用条件を解明しようとするものである。

本論文の特長の一つは、あまたある先行研究が、各々の論者に固有の人権思想に基づき、先例分析を始める前に「管轄」概念を先験的に決定してしまっていることを明らかにしたことである。先行研究の多くは欧州人権裁判所の判例法に矛盾があると批判するが、本論文は、そのような先験的決定を排除すれば同裁判所の判例法を整合的に理解することが可能である、と指摘する。

特長のもう一つは、欧州人権条約に限らず、自由権規約や児童の権利条約のような普遍的な人権条約、および、重要な地域的人権条約の1つである米州人権条約にも視野を広げ、人権条約一般に共通する「管轄」理解を解明したところである。学界における議論興隆のきっかけがバンコビッチ事件決定であったこともあり、学説はとかく欧州人権条約に関心を集中させがちであったが、本論文は研究対象を広げ、国際人権法全体における「管轄」概念を対象とした点で大きな貢献をなしている。そして、そのような手法をとることにより、従来はあまり着目されてこなかった、「能力」を基準とする「管轄」概念理解が広まりつつあることを指摘した点も斬新である。

惜しむらくは、汗牛充棟をなす先行研究の中で独創性を主張しようとするあまり、用語の定義において慎重を欠く傾向にある。たとえば、「能力」を基準とする「管轄」概念が採用される場合には国と個人とが「法的に対等な関係性」に立つと主張する場合の「対等」とはどういうことか、必ずしも詰められていない。また、条約機関による条約解釈の解明に研究対象を限定したことは、研究の精緻さを高めることにはつながっているが、本論文自身認めるとおり、国際人権法の「現実」を示すことにはならないという批判から逃れられない。もともと、これらの問題は本論文の成果が得られたからこそ明らかになったものであり、本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。また、令和2年1月28日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

要旨公表可能日： 年 月 日以降